

令和8年度 税制改正から

★ News 基礎控除等の引上げなど、改正内容の概要

令和8年3月成立した令和8年度税制改正では、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設など多くの改正が行われ、原則として令和8年4月1日に施行されます。但し基礎控除等の引上げは令和8年12月1日施行され、年末調整などから変更が生じます。令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。(→国税庁HP「令和8年4月源泉所得税の改正のあらまし」)

【個人所得課税】(通勤手当、食事の支給等の改正は、ニュース4月号既報)

“年収の壁” 178万円に

- **基礎控除等の引上げ**…2年毎に物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる。
 - ・ **基礎控除**→合計所得金額2,350万円以下の人の控除額を4万円引上げ(現行58万円→**62万円**)
 - ・ **給与所得控除**→給与所得控除の最低保証額を4万円引上げ(現行65万円→**69万円**)
 - ・ **基礎控除の上乗せ特例**(令和8年分・令和9年分)
 - 合計所得489万円(給与収入665万円相当)以下の場合、基礎控除額に加算する額→**42万円**
 - ・ 給与所得控除の最低保証額の**5万円上乗せ特例**の新設
- **NISAの拡充**…「つみたて投資枠」の口座開設可能年齢を0～17歳まで拡充
- **青色申告特別控除の見直し**
 - ・ 電子申告の推進を図り、青色申告特別控除額を**令和9年分以後の所得税から適用**
 - ①電子帳簿・電子申告等の要件を満たす場合、控除額の上限を引上げ(現行65万円→75万円)
 - ②簡易簿記の控除(10万円)は、前々年収1,000万円以下や事業規模でない不動産所得に限定
 - ③複式簿記による控除(①を除く。65万円)は、電子申告を条件とする。
- **防衛特別所得税の創設**
 - ・ 令和9年1月から、所得税額に対し、税率1%の新たな付加税として「防衛特別所得税」を課す。

【法人課税】

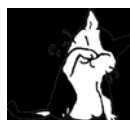
- **賃上げ促進税制の見直し**
 - ・ 大企業向け措置は令和8年3月31日をもって廃止。中堅企業向け措置は令和9年度に廃止。中小企業向け措置は現行制度を維持
 - ・ 教育訓練費の上乗せ措置は、中小企業を含め、令和8年4月1日以後開始事業年度から廃止
- **中小企業の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例の見直し**
 - ・ 取得価格30万円未満→**取得価格40万円未満に引上げ**(年間限度額300万円は変更なし)
 - ・ 対象となる法人は、常時使用する従業員数が400人を超える法人を除外(現行500人)
 - ・ 適用期限は、令和8年4月1日～3年間

【消費課税】

- **インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置(2割特例)の見直し**
 - ・ 2割特例終了後、**個人事業者であるインボイス発行事業者に限り**、令和9年及び令和10年分の消費税額を「**売上に係る消費税額**」の**3割**とすることができる。

★ News 令和8年度予算・政府案どおり成立

令和8年度予算は4月7日、政府案どおり成立し、一般会計総額は122兆3092億円で過去最大となり、歳出のうち、防衛費は過去最大で約9兆円、社会保障関係費も39兆円を超える内容となりました。



〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063